

第一八三回

参第一四号

国家賠償法の一部を改正する法律案

国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、これを賠償する責めに任ずる。

第四条中「公共団体」の下に「及び公務員」を加え、「よるの外」を「よるほか」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第五条中「公共団体」の下に「及び公務員」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この法律による改正後の国家賠償法の規定は、この法律の施行の日以後の行為に基づく損害について適用し、同日前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。

理 由

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、これを賠償する責めに任ざるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。